

パーソントリップ調査データの 利活用促進

国土交通省 都市局
都市計画課 都市計画調査室
令和4年7月

パーソントリップ調査データの公表状況

- 一般に、パーソントリップ調査では、集計表や計画書のホームページ等での公表、マスターデータの提供を実施。**集計値の公表の方法は、集計表形式だけでなく、集計システムによるデータダウンロードやツールを活用した可視化にまで多様化。**
- 三大都市圏は概ね同水準のデータ公表が行われている一方で、**地方都市圏においては、データ公表は計画書を除くとほとんど行われておらず、また状況が都市圏によって異なり個別に対応している状況**にある。

パーソントリップ調査の公表成果

集計表

ダウンロードはこちら（パーソントリップ調査データ）

第6回（平成30年） | 第5回（平成28年） | 第4回（平成26年） | 第3回（平成24年）

ダウンロードボタン

集計項目名	単位	ファイルの名称	ファイルの容量
人口総量	人	計	287KB
1 人口	人	性別：1752	247KB
2 人口	人	性別：102	69KB
3 人口	人	性別：1752	6.89KB
4 人口	人	性別：1752	1.17KB

出典：東京都市圏交通計画協議会HP

計画書（課題分析結果を含む）

出典：熊本都市圏都市交通マスタープラン

集計システム

出典：中京都市圏総合都市交通計画協議会HP

可視化ページ

出典：東京都市圏交通計画協議会HP

マスターデータ（調査票情報）

各都市圏におけるデータ公表の状況

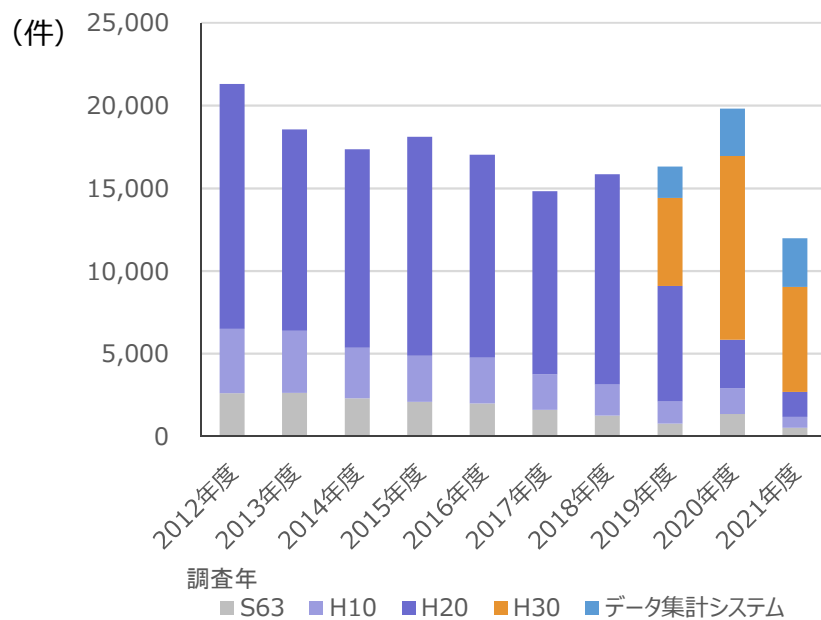
都市圏	調査年度	集計表	計画書	集計システム	可視化ページ
東京	H30	○	○	○	○
近畿圏	H22	○	○	○	
中京	H23	○	○	○	
函館	R01		○		
栃木小山	H30		○		
北部九州	H29				
山形	H29				
仙台	H29	○	○		
室蘭	H28		○		
群馬	H27		○		
長野	H28		○		
大分	H25	○	○		
熊本	H24	○	○		

※調査実施主体のホームページを調査

東京PTにおけるデータ利活用の状況

- 平成30年東京都市圏パーソントリップ調査の集計表及びデータ集計システムからのデータダウンロードは、2021年度に約1.2万件であり、新たに実装された東京インフォグラフのページビュー数は1年1か月の間に2万以上であった。
- 集計システムの利用状況では、民間企業が全体の約5割を占めている。総合交通体系調査、公共交通関連調査等、自治体発注業務の中で民間コンサルタントによる活用が多い。一方、大規模開発関連では、民間の開発事業者による活用も多い。

東京PT 集計表ダウンロード数



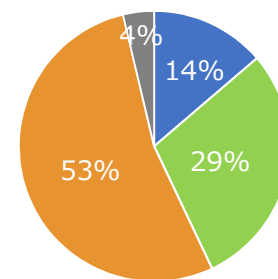
東京PTインフォグラフ ページビュー数

22,304ページビュー

2021年5月～2022年5月

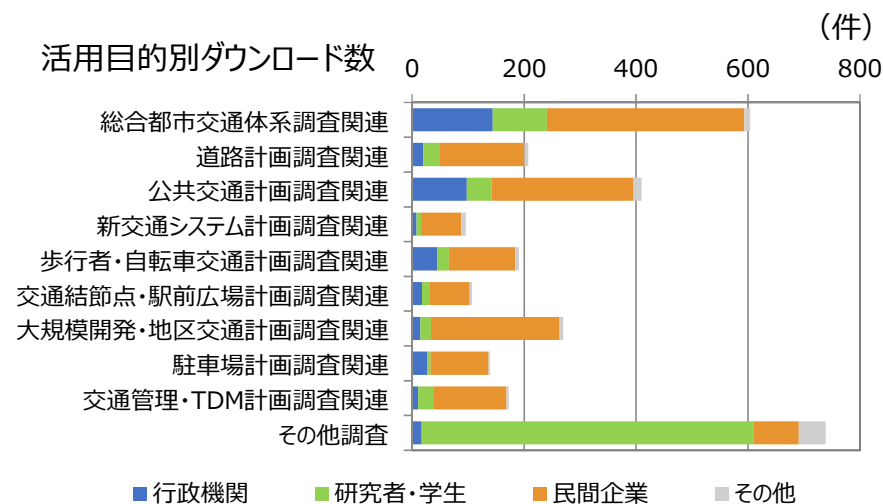
東京PT 集計システムダウンロード数

主体別構成比



■ 行政機関 ■ 研究者・学生 ■ 民間企業 ■ その他

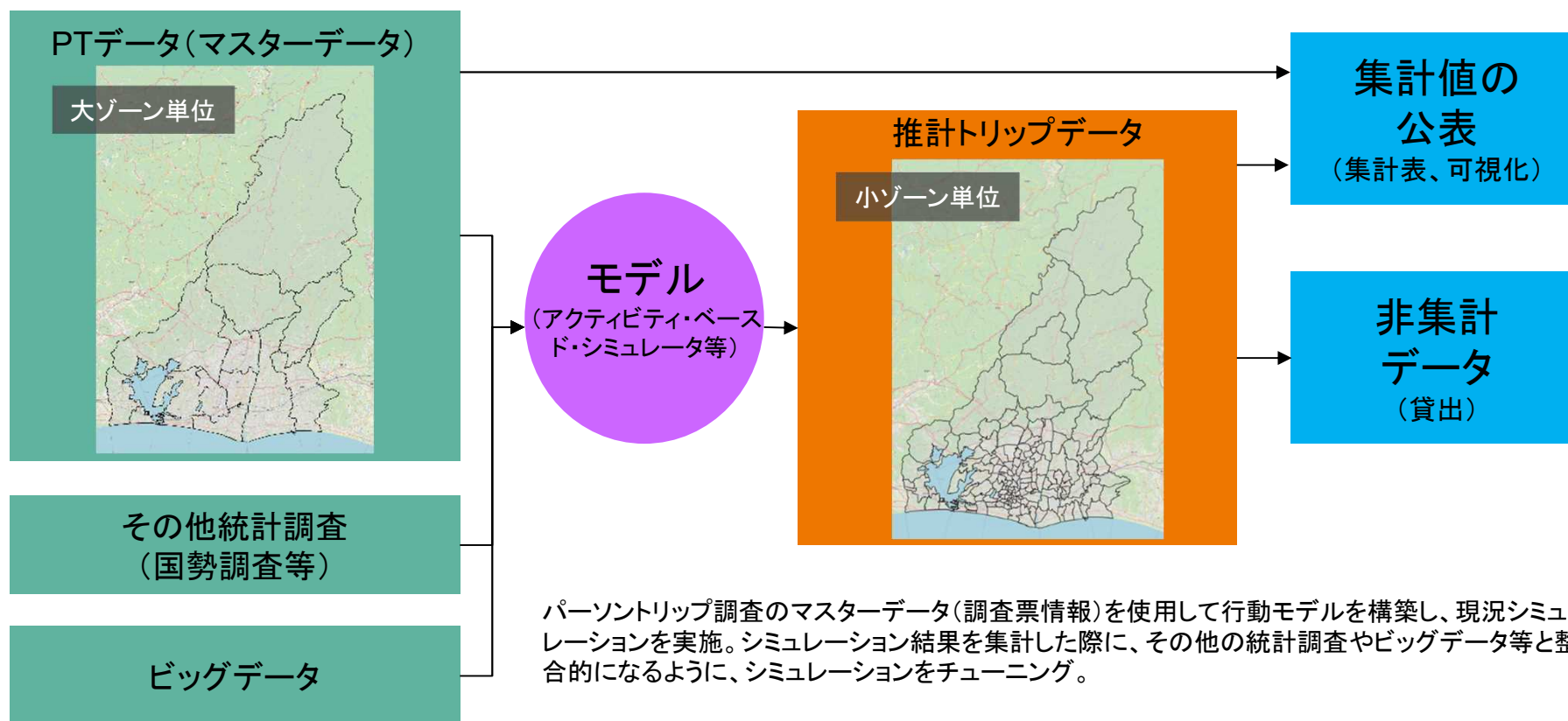
活用目的別ダウンロード数



■ 行政機関 ■ 研究者・学生 ■ 民間企業 ■ その他

更なるデータ利活用に向けた取組

- パーソントリップ調査データに対する民間の活用ニーズは高いと考えられるが、**統計法上、調査票情報を民間企業が活用することができず**、また小サンプル化した場合、都市圏内の各地区の詳細分析をすることが困難であるなど、**民間企業にとってデータが活用しやすい状況になっていない**。
- パーソントリップ調査データ、アクティビティ・ベースド・シミュレータ、その他統計データ、ビッグデータ等を活用して、**都市圏において地区レベルの分析が可能となるような高解像度のデータを生成し、公表**することで**民間企業等が都市交通調査データを活用できる環境づくりを目指す**。



データの利活用促進に向けた方向性

- ・ パーソントリップ調査データの公表状況は、統計法上の定めの違い等の影響もあり、都市圏によって異なる。民間等によるデータ利用ニーズは高いことから、パーソントリップ調査データの利活用促進のための取り組みが必要である。
- ・ このため、パーソントリップ調査データのオープン化・共通仕様化、簡易分析及び可視化のためのツール提供、3D都市モデルとの連携、プラットフォームによる知見の共有により、データを利活用しやすい環境を整備する。

(1) パースントリップ調査データのオープン化・調査仕様の共通化

- ・ 統計法の制約を踏まえつつ、国がパーソントリップ調査データのオープン化の考え方を示し、それに基づいて各都市圏でデータのオープン化を推進。
- ・ 調査の効率化の視点に加え、データの利活用を促進する観点も考慮した上で調査仕様の共通化に取り組む。

(2) パースントリップ調査データの簡易分析及び可視化のためのツールの提供

- ・ データ分析を専門としない人が簡単にデータを分析可能なインタラクティブな可視化ツールの提供や、データ分析に長けた人ができるだけ細かくデータを分析できるように詳細レベルの集計データを取得できるツールの提供を実施。
- ・ シミュレーションで個人の行動を生成したデータを公表し、民間等によるデータ活用を促進する。

(3) パースントリップ調査データと3D都市モデル等との連携

- ・ ビッグデータとパーソントリップ調査データを掛け合わせることで、都市における人々の活動と移動を再現した都市のデジタルツインの構築を目指して、パーソントリップ調査の改善に取り組む。

(4) 都市交通調査プラットフォームによる知見の共有

- ・ 都市圏によって都市交通調査におけるデータ活用は多様であり、他の地域の取り組みに学ぶことが有効であるため、都市交通調査の手法、利活用を含む、都市交通調査に関する各種情報の共有を行うことができるプラットフォームを構築。

【参考】提供データの統計法上の位置づけ

- 三大都市圏以外のパーソントリップ調査については、結果の公表や調査票情報の提供等に係る統計法上の明確な定めがなく、調査実施主体ごとに運用を定めていることが、提供内容・方法のばらつきに繋がる1つの要因と想定される。
- 調査票情報の提供については、提供先や利用目的に制約がある。統計法上は、提供範囲拡大のために匿名データ等の制度も導入されているが、各都市圏への準用・普及は、調査実施主体の運用体制構築など障壁が大きい。

政府統計（三大都市圏のパーソントリップ調査：一般統計調査）					政府統計以外（他調査）
提供データ	統計法上の位置づけ	提供先	利用目的	備考	
集計表	統計法 第23条 (一般統計調査の結果の公表等)	(問わない)	(問わない)		結果の公表(集計表等)
調査票情報 (マスターデータ)	統計法 第32条 (調査票情報の二次利用) 第33条1項1号 (調査票情報の提供)	・国、地方公共団体、独立行政法人、 国立大学法人 等	統計の作成等、統計作 成のための名簿作成		統計法第3条2項 「公的統計は、広く国民 が容易に入手し、効果 的に利用できるものとし て提供されなければならない」 とされているが、 結果公 表に係る明確な定めは なし 調査票情報
	統計法 第33条1項2号 (調査票情報の提供)	・行政機関等の委託者・共同研究者、 公募により補助する者、政策の企画 等に有用・特別な事由と認める者	統計の作成等		
	統計法 第33条の2 (調査票情報の提供)	・大学等、公益社団法人、公益財団 法人、公募により補助する者、大学 等職員	統計の作成等	有料 オンサイトでの提供 に限る	
匿名データ (調査票情報を、 特定の個人等を 特定できないように 加工したもの)	統計法 第36条 (匿名データの提供)	・大学、シンクタンク等の学術研究を 行う機関・研究者、個人の研究者 ・教育を行う指導教員・当該機関 ・我が国が加盟する国際機関 ・民間事業者、団体等	以下の統計の作成等 ・学術研究 ・教育 ・国際比較 ・特定公共分野※	有料 7つの基幹統計の みで提供 (R4年4月時点)	(届出調査) 統計法 第40条1項 調査目的以外の調査 票情報利用・データ提 供等については、 特定の 定めが必要
オーダーメイド集計 (委託に応じ統計 の作成等を行うも の)	統計法 第34条 (委託による統計の作成等)	問わない	以下の統計の作成等 ・学術研究 ・教育 ・特定公共分野※	有料	(それ以外) 統計法による 定めなし

※特定公共分野…デジタル社会形成基本法第37条第2項第13号に基づく、サービスの多様化及び質の向上を図るために特に重点的に取り組むべき公共分野。準公共分野（「健康・医療・介護」「教育」「防災」「子ども」「モビリティ」「農業・水産業・食関連産業」「港湾(港湾物流分野)」「インフラ」の8分野）及び相互連携分野（「取引(受発注・請求・決済)」「スマートシティ」の2分野）として指定する分野を指す。